

証券コード 6187

2020年6月15日

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
株式会社 LITALICO
代表取締役社長 長谷川 敦弥

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都知事から屋内での集会行為につき、自粛を含む感染症予防の徹底が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本定時株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

本定時株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年とは異なる会場により、規模を縮小し開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒G Tタワー20階（会場受付16階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人とする場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要になります。

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

（株主様へお願い）

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://litalico.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都知事から、屋内会場等を使用した集会に対する自粛が強く要請される事態に至っております。そのため、例年とは異なり会場を外部会場とせず、当社会議室とさせていただきます。
- ・会場の都合から、ソーシャルディスタンスを維持しつつ、株主様を多数収容することが困難な状況となっております。
- ・当日は、感染症予防の観点から、議長及び監査等委員1名以外の役員につき、出席を見送らせていただきます。
- ・本定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間及び規模を最小化する観点から、当日、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明、及び、本目的事項に直接関連のないご質問への対応は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、同ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 当連結会計年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度における我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いておりました。しかし、米中貿易摩擦をはじめとした世界経済が減速するリスクに加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により国内外における経済活動の停滞が懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、民間企業において雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新するものの、2019年の法定雇用率達成企業の割合は48.0%となっており、2018年4月の法定雇用率の引き上げを受けて、また2020年度末までの2.3%への引き上げに向けて、障害者雇用に対する旺盛な需要が見込まれております。

また、全国の小・中・高等学校において、通常学級に在籍しながら必要に応じて別室等で授業を受ける「通級指導」の2019年度の対象者は前年度より11,090名増加し、134,185名で過去最高を更新しており、発達障害への社会的認知が進んでいることが読み取れます。

このような外部環境の変化を踏まえ、長期的利益の安定成長を実現するため、一般就労等を希望される障害者等を対象としたLITALICOワークス事業の一層の強化や業務効率の改善、発達障害児を主な対象としたLITALICOジュニア事業への投資を継続しております。具体的には、当連結会計年度の新規開設数は、就労移行支援事業8拠点、児童発達支援事業7拠点、学習教室事業4拠点、その他（LITALICOワンダー事業）5拠点となりました。

このような状況の下、当連結会計年度の業績については、売上高は13,867,926千円（前連結会計年度比14.3%増）、営業利益は982,946千円（前連結会計年度比11.6%増）、経常利益は978,057千円（前連結会計年度比8.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は847,793千円（前連結会計年度比41.2%増）となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

(イ) LITALICOワークス事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は6,686,897千円（前連結会計年度比16.4%増）となりました。

(ロ) LITALICOジュニア事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は5,826,442千円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。

(ハ) その他

LITALICOワンダー事業の既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したこと及び、その他の事業の収益拡大により、当連結会計年度の売上高は1,354,586千円（前連結会計年度比22.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業の新規開設を中心に実施しました。

これらの設備投資総額は876,013千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は運転資金や設備資金等に充当するため、金融機関からの借入により2,500,000千円を調達しました。

また、中期的な財務の安定性を確保するために、株式会社三菱UFJ銀行との間でコミットメントライン契約（総額2,500,000千円）を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は、450,000千円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2017年3月期)	第 13 期 (2018年3月期)	第 14 期 (2019年3月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	—	—	12,128,162	13,867,926
営 業 利 益 (千円)	—	—	881,071	982,946
経 常 利 益 (千円)	—	—	899,697	978,057
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	600,526	847,793
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	—	—	34.24	48.25
総 資 産 (千円)	—	—	6,751,040	9,831,213
純 資 産 (千円)	—	—	2,890,483	3,757,224
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	—	—	164.13	212.63

(注) 1. 第14期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2017年3月期)	第 13 期 (2018年3月期)	第 14 期 (2019年3月期)	第 15 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	8,729,693	10,386,196	12,120,230	13,787,646
営 業 利 益 (千円)	669,943	747,517	980,271	1,183,905
経 常 利 益 (千円)	650,891	777,182	1,016,387	1,238,169
当 期 純 利 益 (千円)	419,095	500,360	717,286	1,108,195
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	24.17	28.67	40.90	63.07
総 資 産 (千円)	4,144,242	5,527,610	6,873,422	10,212,777
純 資 産 (千円)	1,738,835	2,271,646	3,012,935	4,140,079
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	100.02	129.35	171.10	234.38

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算定しております。

2. 当社は、2016年9月6日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社LITALICOライフ	10,000千円	100.0%	ライフプランニング事業

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、以下7点を対処すべき課題として認識しております。

① インターネットプラットフォームの実現

発達障害や精神障害、障害児の子育てや障害者の就労等に関する質の高い情報の提供を望むたくさんの方がお客様からありました。

このようなお客様の要望に応えるために、発達障害児や発達に気になる子どものご家族に向けて、2016年1月に『LITALICO発達ナビ』を、働くことに障害のある方に向けて、2018年3月に『LITALICO仕事ナビ』を、障害福祉施設で働きたい求職者に向けて、2019年2月に『LITALICOキャリア』を開業いたしました。今後も、お客様が質の高い情報を得られるよう、提供情報の網羅性の向上や、提供機能の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。また、LITALICO発達ナビ事業・LITALICO仕事ナビ事業においては障害福祉施設向けに事業運営を支援するサービスも展開しており、業界全体の質の向上に貢献してまいります。

② 既存の店舗サービスの安定的な出店拡大

すべての事業を合わせて213ヶ所の拠点（当連結会計年度末時点）を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなどお客様の要望に応えられておりません。このようなお客様の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えております。

③ サービス提供範囲の拡大と収益源の多角化

当連結会計年度の当社売上に占めるLITALICOワークス事業の割合は48.2%であり、障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法に規定されるLITALICO

ワークス事業の売上が当社の売上構成比の多くを占めることは、経営の健全性の観点からも課題となっております。

そのため、LITALICOワンダー事業等を通じて、一般教育領域にもサービスを提供することで、当社のサービスの提供範囲の拡大に努めております。

以上のほか、他の障害福祉施設やお客様のご家族等のニーズに応えるため、新しいサービスの提供を検討し、実施することも重要な課題であると認識しており、LITALICO発達ナビ事業及びLITALICO仕事ナビ事業にて障害福祉施設向けに事業運営を支援するサービスの提供を、LITALICOキャリア事業においては、障害福祉分野に特化した就職・転職支援サービスの提供をしております。

また、新規事業として、LITALICOライフ事業では、障害のある子どもを持つご家族を対象にライフプランの作成を支援するサービス等を提供しております。

これらの事業を拡大することで収益源を多角化し、更なる経営の健全化を図ってまいります。

④ 人材採用と育成

当社事業は、その多くがお客様に対する直接的な支援や教育であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と教育」に大きな経営資源を割いております。

採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つキャリア人材の採用に留まらず、年齢が若く潜在能力の高い人材であれば新卒・キャリア人材を問わず採用し、社内で教育する方針を取っております。

育成においては、入社後1週間本社にて集合型研修を実施後、各拠点でのOJTを実施しております。また、入社後1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月経過時点で現場を経験したうえでのフォローアップ研修を実施しております。更に、支援スキルの高いスタッフを各拠点、エリアに配置し、お客様の支援が困難なケースのサポートや支援スキルのスーパーバイズを実施し、更なる支援・指導力の強化を図っております。他に、実務経験と学識の両面で多くの知見を有し、スタッフ育成を担える講師陣を社外から招聘して、外部から学ぶ機会を提供することで、専門性の更なる向上にも努めております。

引き続き、経験者に固執せず、人材の採用・育成を行い、拠点の展開速度に見合う質が担保された人材の確保に努めてまいります。

⑤ 知名度の向上、広告宣伝の強化

当社は障害者の就労問題の解決を目的に設立された経緯と発達障害児を主たる対象とした事業を行っていることから、障害者向けサービスという社会的認知が強いと認識しております。

当社ビジョンである「障害のない社会をつくる」は、障害者と健常者に関係なく、生きづらさや、困難を抱えたすべての方を対象にして、実現したいビジョンであります。しかし、そのような社会的認知は、まだ広まっていないため、今後も引き続き、適切な知名度の向上、広告宣伝を行っていく必要があります。

なお、知名度の向上と広告宣伝の強化は、優秀な人材の採用のためにも重要な課題であると認識しております。

⑥ 事業基盤の強化

(イ)提供サービスの平準化と質の向上

LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業ともに都道府県をまたぐ多店舗展開をしており、どの拠点でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのため、事業毎の教材、カリキュラム等を制作し、スタッフが質の高いサービスを常に提供できるように努めております。

(ロ)地域・関係機関との連携強化

すべての事業ともにお客様やご家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業、地域社会といった外部環境への働きかけも重視しております。そのために、当社の事業内容が地域、教育機関、行政及び病院等の関係機関や民間企業・団体に正確に理解され、これらの方々と協同して課題の解決に当たることが、重要な課題となっております。

(ハ)事業間の連携強化

未就学児を対象にした児童発達支援事業、小学生以降の児童を対象にした放課後等デイサービス事業・学習教室事業、LITALICOワンダー事業、LITALICO発達ナビ事業、主に成人を対象にしたLITALICOワークス事業、LITALICO仕事ナビ事業というライフステージに沿ったワンストップサービス群が当社の強みであります。各事業で蓄積した知見の共有や、指導計画・支援計画の共有化等で、お客様の利便性を高めるなど、更なるシナジー効果を発揮するための連携強化も重要な課題であると認識しております。

⑦ 新型コロナウイルスへの対応

当社における新型コロナウイルス対策につきましては、衛生管理を徹底した上で、拠点でのサービス提供を継続する他、オンラインでのサービス提供を開始する等、環境の変化に即した対応に努めております。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

セグメント区分	主なお客様	事業	概要
LITALICOワークス事業	精神障害を中心とした障害者の方々	就労移行支援事業	就職するための訓練・就職活動支援の実施
		就労定着支援事業	就職後の定着支援の実施
		特定相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施
LITALICOジュニア事業	発達障害児を中心とした未就学児・小学生・中高生	児童発達支援事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された未就学児を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		放課後等デイサービス事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		保育所等訪問支援事業	行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された未就学児・小学生・中高生を対象に、その児童が通う保育所等へ訪問し、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施
		学習教室事業	障害福祉サービス受給者証を発行されていない未就学児・小学生・中高生も対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施

セグメント区分	主なお客様	事業	概要
その他	未就学児(主に年長)・小学生・中高生全般	LITALICO ワンダー事業	プログラミング、ロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション等、最先端のデジタルものづくりを通じた教育の提供
	障害児のご家族	LITALICO ライフ事業	ライフプランの作成支援サービス。作成の中で財務シミュレーションと家計の見直しも行い、必要に応じて保険の見直し・販売を実施
	発達障害児のご家族	LITALICO 発達ナビ事業	発達障害児や発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイト 障害児を対象とした障害福祉サービスの事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)に向けた支援サービスの提供
	就労を目指す障害のある方	LITALICO 仕事ナビ事業	働くことに障害のある方を対象とする就職情報ポータルサイト。障害者の就労を支援する障害福祉サービスの事業所(就労継続支援A/B型、就労移行支援)に向けた支援サービスの提供
	障害福祉分野の求職者	LITALICO キャリア事業	障害福祉分野に特化した就職・転職支援サービス。求人情報の掲載に加え、障害福祉分野の様々な職種に関する情報等の提供

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

本 社	東京都目黒区
LITALICO ワークス事業	北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、宮崎県、沖縄県に全85営業所
LITALICO ジュニア事業	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に全111営業所
そ の 他	東京都、神奈川県、埼玉県に全17営業所 (LITALICOワンダー事業)

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
LITALICOワークス事業	752 (34)名	79名増 (13名増)
LITALICOジュニア事業	866 (154)名	120名増 (84名減)
その他	219 (244)名	60名増 (69名増)
全社 (共通)	155 (7)名	4名増 (6名減)
合計	1,992 (439)名	263名増 (8名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む) は、() 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比較して増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,948 (428)名	239名増 (12名減)	32.8歳	3.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (アルバイトを含む) は、() 内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比較して増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,510,426千円
株式会社みずほ銀行	1,464,332千円
株式会社りそな銀行	623,322千円
株式会社三井住友銀行	606,338千円
株式会社横浜銀行	300,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 61,440,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,597,400株 |
| ③ 株主数 | 2,656名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
長 谷 川 敦 弥	4,886,100株	27.77%
佐 藤 崇 弘	1,868,000株	10.62%
穂 田 誉 輝	1,704,000株	9.68%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,643,600株	9.34%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	514,800株	2.93%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	502,900株	2.86%
LITALICO従業員持株会	407,200株	2.31%
資産管理サービス信託銀行株式会社 （証券投資信託口）	383,100株	2.18%
CREDIT SUISSE (LUXEMBOU RG) S. A. / CUSTOMER ASSE T S, F U N D S U C I T S (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	304,600株	1.73%
BNY GCM CLIENT ACCOU NT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	265,300株	1.51%

- (注) 1. 当社は自己株式を159株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 新株予約権行使により、発行済株式の総数は36,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第6回新株予約権（注3）	第7回新株予約権（注3）
発行決議日			2015年3月27日	2015年9月30日
新株予約権の数			4個	13個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）			普通株式 48,000株 （新株予約権1個につき12,000株）	普通株式 156,000株 （新株予約権1個につき12,000株）
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）			新株予約権1個当たり 3,000,000円 （1株当たり250円）	新株予約権1個当たり 3,492,000円 （1株当たり291円）
新株予約権の行使期間			2017年4月1日から 2023年3月31日まで	2017年10月1日から 2024年9月30日まで
主な行使条件			（注2）	（注2）
役員 の 保有状況	取締役 （監査等委員 を除く）	取締役 （社外取締役 を除く）	新株予約権の数 4個 目的となる株式数 48,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 156,000株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

			第10回新株予約権（注3）
発 行 決 議 日			2018年6月15日
新 株 予 約 権 の 数			561個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数			普通株式 56,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 201,500円 (1株当たり2,015円)
新株予約権の行使期間			2020年7月1日から 2026年6月30日まで
主 な 行 使 条 件			(注2)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員 を除く)	取 締 役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 151個 目的となる株式数 15,100株 保有者数 1名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- (注) 1. 2015年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。また、2016年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならないならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。
3. 第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第10回新株予約権は、当社従業員として付与された新株予約権であります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付された新株予約権の状況

		第11回新株予約権
発行決議日		2020年2月13日
新株予約権の数		166個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 16,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 271,600円 (1株当たり2,716円)
新株予約権の行使期間		2022年3月1日から 2028年2月29日まで
主な行使条件		(注)
使用人への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 166個 目的となる株式数 16,600株 交付者数 6名

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 敦 弥	
取 締 役	坂 本 祥 二	LITALICOライフプランニング事業部長 株式会社LITALICOライフ 代表取締役社長
取 締 役	田 所 亮	事業本部長 事業企画部長 マーケティングコミュニケーション部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	宗 司 ゆかり	
取 締 役 (監査等委員)	平 野 正 雄	株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 早稲田大学商学学術院 教授 デクセリアルズ株式会社 社外取締役 株式会社ユーザベース 社外取締役 Spiral Capital株式会社 取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	井 上 雅 彦	鳥取大学大学院 医学系研究科 教授

- (注) 1. 取締役（監査等委員）平野正雄氏及び井上雅彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）平野正雄氏は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授としての豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宗司ゆかり氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）平野正雄氏及び井上雅彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の地位、担当等の異動はありません。

② 取締役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	4名	62,400千円
取締役（監査等委員）	4名	22,800千円
合 計 （うち社外取締役）	8名 (3名)	85,200千円 (13,200千円)

- (注) 1. 上表には、2019年6月28日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名、取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月20日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議されております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月20日開催の第12期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。
4. 取締役の報酬については、社内規則において決定に関する方針を定めており、株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、取締役（監査等委員）については、監査等委員会の協議にて決めております。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	平 野 正 雄	株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 早稲田大学商学大学院 教授 デクセリアルズ株式会社 社外取締役 株式会社ユーザベース 社外取締役 Spiral Capital株式会社 取締役会長	特別な関係はありません。
取 締 役	井 上 雅 彦	鳥取大学大学院 医学系研究科 教授	特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 平 野 正 雄	当事業年度に開催された取締役会14回中12回、監査等委員会6回のすべてに出席しました。主に、企業経営、経営戦略に関する豊富な知識・経験から助言や提言を行っています。
取締役 井 上 雅 彦	当事業年度に開催された取締役会14回中13回、監査等委員会6回のすべてに出席しました。主に、当社の事業領域である障害福祉分野に関する豊富な知識・経験から助言や提言を行っています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2019年7月の取締役会で決議を行っております。その概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。なお、以下に掲げる事項は、当社及び当社子会社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

(イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を置いている。取締役会が、取締役の職務の執行を監督し、また、監査等委員会が取締役の職務の執行を監査・監督する体制をとっている。
- b. 代表取締役社長と監査等委員会直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社及び当社子会社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施している。内部統制状況は正確かつ客観的に把握、評価され、監査報告として代表取締役社長と監査等委員会に報告されている。
- c. 経営理念として理念・ビジョンを整備し、全社総会や各部門の会議の場等を用いて全社への浸透を図っている。

【理念】 「世界を変え、社員を幸せに」

「世界を変える」

すべての人の可能性が最大に広がる社会の仕組みを築くとともに

世界が誇れる文化を創出する

「社員を幸せにする」

社員を幸せにすることが関わる人の幸せにつながる

人間性を重視し、自主性を尊重した自由闊達な風土を築く

【ビジョン】 「障害のない社会をつくる」

- d. 就業規則にて規則遵守について規定するとともに、公益通報者保護規程を整備し、使用人の不正など原則を逸脱した行為の発見・是正に関する諸事項、通報処理体制、当事者の責務について規定している。
 - e. 市民社会や秩序の安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固として排除する旨を当社の反社会的勢力排除に向けた基本方針及び反社会的勢力対策規程において規定し、代表取締役社長以下、組織全体として対応し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を継続的に推進している。
- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、機密情報管理規程、文書管理規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。
 - b. 機密情報管理規程や文書管理規程に基づき、これらの機密情報、文書等は取締役等からの要請があった場合に備え、容易に引出すことができるよう整理している。
- (ハ) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社は法務部門管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討している。
また、法務部門管掌取締役が全社的なリスク管理活動を総括し、平時のリスク分析・リスク軽減、BCPを始めとする危急時の対処及び報告体制の構築等に努めている。

- b. リスク管理規程を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っている。
- c. 内部監査部門が経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、横断的なリスク管理の監視を行っている。
- d. 当社における個人情報保護の取組みとして、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク認定取得を完了し、認定基準に則った個人情報の適切な取扱いを推進、強化している。
- e. 当社は情報システム管理規程及びセキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティの強化施策を推進している。

(二) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、当社及び当社子会社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、取締役の職務遂行の状況を監督している。
- b. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- c. 当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっている。
- d. 業務の効率化を実現するため、その時々々の要請に応じた社内組織の編成を行うことができる体制をとっている。
- e. 日常の職務の執行に際しては、当社の業務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的な職務を遂行できる体制を構築している。また、当社は中期経営計画・年度計画を策定し、目標・進捗管理の精度向上を図っている。

(ホ) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、経営企画部門が当社及び当社子会社の業務を総括管理し、業務運営にかかる施策を実施するとともに、当社子会社への指導や支援を実施する。また、当社子会社に対し、経営上の重要事項を当社の経営会議又は取締役会に報告すること又は承認を諮ることを義務付けている。

- (ヘ) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項を決議し、取締役会に対して当該体制を整備するよう要請することができる。

- (ト) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会より指示を受けた前号の取締役及び使用人について、その指示に関して取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び兼務の場合は所属部門長等の指揮命令等を受けない。
- b. 同取締役及び使用人の任命、評価や異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。

- (チ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会に対して遅滞なく報告を行う。
- b. 監査等委員会はその職務の遂行のために必要と判断したときは、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。
- c. 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席する。
- d. 公益通報者保護規程に基づく通報内容は監査等委員会に報告される。
 - e. 監査等委員会の直轄の組織である内部監査部門は、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等の評価について報告を行う。
- f. 監査等委員会に対して報告を行った当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことはない。

- (リ) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- (ヌ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員会は、原則として3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- b. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努める。
- c. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な情報、文書を閲覧することができ、意見を述べることができる。
- d. 監査等委員会は、会計監査人との十分な連携を図る。
- e. 監査等委員会は、その直轄の組織である内部監査部門に監査の指示を行い、その報告を受けられることができる。
- f. 監査等委員会は、総務部門、経理部門及び法務部門その他の各部門に対して随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

- (ル) 財務報告の適正を確保するための体制

代表取締役社長は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制規程に基づき内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築している。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(イ) 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を14回開催し、重要事項の決定等を行い、取締役の業務執行を監督しております。また、業務執行取締役及び常勤監査等委員である取締役から構成される経営会議、部門長以上で構成される重要な業務執行について報告・協議を行う会議等を定期的に開催しております。これらを通じて、業務の適正性・効率性を確保しております。

(ロ) 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を6回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき内部統制システムを通じて監査を実施しております。取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や、営業所の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役社長、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことなどで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備状況並びにその運用状況を確認しております。

(ハ) 当社における業務の適正の確保について

社内規則に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の重要な会議での報告を義務とするなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査部門が、当社のすべての営業所や事業部門・管理部門に対して内部監査を実施しております。

(ニ) コンプライアンス・リスク管理について

- a. リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。
- b. 社内の通報処理体制の窓口を社内イントラネットに掲載し、すべての役職員に対してメール告知等を行うことで周知を図るとともに、通報される事案に対応しております。
- c. プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っており、更新審査をクリアしております。
- d. 情報セキュリティの強化、及びその効率化を一層推進するため、情報システム部門において、対処すべき課題の分析と体系化を通じて、全社的な対策の実施と有用性の検証等を行っております。

- e. 取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をしております。
また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力の情報収集に係る取組みを継続的に実施しております。
- f. BCPとして、大規模災害等を想定した対策訓練の継続的な実施、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えております。

(ホ) 当社子会社の管理に関する取組み

経営企画部門の助言等により適正かつ効率的に事業を遂行しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、内部留保充実の観点から、期末配当を無配とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後の業容拡大に対応すべく、優秀な人材の確保及び新規拠点の開設等のために投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によつては定めず、取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

(注) 本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,266,763	流動負債	3,041,009
現金及び預金	2,682,265	短期借入金	450,000
売掛金	2,376,211	1年内返済予定の長期借入金	1,043,800
たな卸資産	5,984	リース債務	9,123
前払費用	158,140	未払金	320,035
その他	48,669	未払費用	654,484
貸倒引当金	△4,508	未払法人税等	330,833
固定資産	4,564,450	預り金	191,561
有形固定資産	1,945,156	その他	41,171
建物附属設備	1,682,424	固定負債	3,032,979
工具、器具及び備品	1,249,240	長期借入金	3,010,618
減価償却累計額	△986,508	リース債務	22,361
無形固定資産	537,090	負債合計	6,073,989
ソフトウェア	394,333	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	103,276	株主資本	3,741,635
その他	39,480	資本金	365,817
投資その他の資産	2,082,204	資本剰余金	324,817
投資有価証券	1,333,749	利益剰余金	3,051,358
敷金及び保証金	607,570	自己株式	△357
繰延税金資産	93,752	新株予約権	15,588
その他	47,132	純資産合計	3,757,224
資産合計	9,831,213	負債純資産合計	9,831,213

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,867,926
売 上 原 価		8,626,192
売 上 総 利 益		5,241,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,258,787
営 業 利 益		982,946
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,583	
助 成 金 収 入	14,415	
違 約 金 収 入	8,982	
そ の 他	5,866	34,847
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,427	
為 替 差 損	12,324	
支 払 手 数 料	16,000	
そ の 他	3,984	39,736
経 常 利 益		978,057
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48,834	
事 業 譲 渡 益	240,600	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,455	290,891
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,173	9,173
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,259,775
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	418,628	
法 人 税 等 調 整 額	△6,645	411,982
当 期 純 利 益		847,793
親会社株主に帰属する当期純利益		847,793

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	360,579	319,579	2,203,565	△130	2,883,593
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	5,238	5,238			10,476
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			847,793		847,793
自 己 株 式 の 取 得				△226	△226
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	5,238	5,238	847,793	△226	858,042
当 期 末 残 高	365,817	324,817	3,051,358	△357	3,741,635

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△1,287	△1,287	8,177	2,890,483
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				10,476
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				847,793
自 己 株 式 の 取 得				△226
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,287	1,287	7,411	8,698
当 期 変 動 額 合 計	1,287	1,287	7,411	866,741
当 期 末 残 高	－	－	15,588	3,757,224

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 連結子会社の数 | 1 社 |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社LITALICOライフ |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 持分法適用会社の数 | 1 社 |
| ② 持分法適用会社の名称 | 株式会社Olive Union |

当連結会計年度において、株式の取得に伴い㈱Olive Unionを持分法適用の範囲に含めております。なお、持分法適用会社の決算日は連結決算日と異なっているため、持分法適用会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

b. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

c. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|---------|
| 建物附属設備 | 3 ～ 15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3 ～ 15年 |

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

b. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「違約金収入」は2,333千円であります。

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差損」は600千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

コミットメントライン契約

当社グループは、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入実行残高等は次のとおりです。

コミットメントラインの総額	2,500,000千円
借入実行残高	450,000千円
差引額	2,050,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,597,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 264,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に新規拠点の開設計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に純投資を目的とした株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主として開設計画に照らして、必要な設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、前述の借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、ヘッジ会計を適用しております。詳細に関しましては、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社グループは支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、金融商品の運用規定に従い、担当部署が決策者の承認を得て行うこととしております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,682,265千円	2,682,265千円	－千円
(2) 売掛金	2,376,211	2,376,211	－
(3) 敷金及び保証金	607,570	585,062	△22,508
資産計	5,666,047	5,643,539	△22,508
(1) 短期借入金	450,000	450,000	－
(2) 未払金	320,035	320,035	－
(3) 未払法人税等	330,833	330,833	－
(4) 長期借入金(*)	4,054,418	4,053,364	△1,053
(5) リース債務(*)	31,484	30,599	△885
負債計	5,186,771	5,184,833	△1,938

(*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、受取見込み額について適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)短期借入金、(2)未払金、(3)未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金、(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式

1,333,749千円

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 212円63銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 48円25銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. 企業結合等に関する注記

(事業分離)

当社は、2018年12月20日開催の取締役会の決議に基づき、2019年4月1日を効力発生日として、当社が運営する子育て情報メディアConobie事業（以下、コノビー）を、株式会社NTTドコモ（以下、ドコモ）に対して譲渡いたしました。

(1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称
株式会社NTTドコモ
- ② 分離した事業の内容
当社の運営する子育て情報メディアConobie事業
- ③ 事業分離を行った主な理由
ドコモが事業運営することにより、コノビーが目指す世界の実現が一層推進されると判断いたしました。
- ④ 事業分離日
2019年4月1日
- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

- ① 移転損益の金額
事業譲渡益 240,600千円
- ② 移転した事業に係る資産及び負債の概算額並びにその主な内訳
譲渡対象事業に係る無形固定資産 19,399千円
- ③ 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、会計処理を行っております。

(3) 分離した事業が含まれている報告セグメント

その他

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,190,850	流動負債	3,039,719
現金及び預金	2,565,259	短期借入金	450,000
売掛金	2,376,027	1年内返済予定の長期借入金	1,043,800
貯蔵品	5,984	リース債務	9,123
前渡金	2,446	未払金	319,255
前払費用	150,266	未払費用	654,263
未収入金	30,691	未払法人税等	330,543
その他	64,683	預り金	191,561
貸倒引当金	△4,508	前受収益	4,220
		その他	36,951
固定資産	5,021,927	固定負債	3,032,979
有形固定資産	1,945,120	長期借入金	3,010,618
建物附属設備	1,682,424	リース債務	22,361
工具、器具及び備品	1,249,023		
減価償却累計額	△986,327	負債合計	6,072,698
無形固定資産	534,602	(純資産の部)	
ソフトウェア	391,845	株主資本	4,124,490
ソフトウェア仮勘定	103,276	資本金	365,817
その他	39,480	資本剰余金	324,817
		資本準備金	324,817
投資その他の資産	2,542,204	利益剰余金	3,434,213
投資有価証券	200,000	その他利益剰余金	3,434,213
関係会社株式	1,593,749	繰越利益剰余金	3,434,213
長期前払費用	47,132	自己株式	△357
敷金及び保証金	607,570	新株予約権	15,588
繰延税金資産	93,752	純資産合計	4,140,079
資産合計	10,212,777	負債純資産合計	10,212,777

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,787,646
売 上 原 価	8,489,391
売 上 総 利 益	5,298,255
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,114,349
営 業 利 益	1,183,905
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	7,491
助 成 金 収 入	14,415
業 務 受 託 料	57,297
違 約 金 収 入	8,982
そ の 他	5,815
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	7,427
為 替 差 損	12,324
支 払 手 数 料	16,000
そ の 他	3,984
経 常 利 益	1,238,169
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48,834
事 業 譲 渡 益	240,600
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,455
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	9,173
税 引 前 当 期 純 利 益	1,519,888
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	418,338
法 人 税 等 調 整 額	△6,645
当 期 純 利 益	1,108,195

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	360,579	319,579	319,579	2,326,017	2,326,017	△130	3,006,045
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	5,238	5,238	5,238				10,476
当 期 純 利 益				1,108,195	1,108,195		1,108,195
自己株式の取得						△226	△226
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	5,238	5,238	5,238	1,108,195	1,108,195	△226	1,118,444
当 期 末 残 高	365,817	324,817	324,817	3,434,213	3,434,213	△357	4,124,490

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	△1,287	△1,287	8,177	3,012,935
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				10,476
当 期 純 利 益				1,108,195
自己株式の取得				△226
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,287	1,287	7,411	8,698
当期変動額合計	1,287	1,287	7,411	1,127,143
当 期 末 残 高	－	－	15,588	4,140,079

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

a. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

b. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準
貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「業務受託料」は17,130千円であります。

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「違約金収入」は2,333千円であります。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「為替差損」は600千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権	58,428千円
金銭債務	－千円

(2) コミットメントライン契約

当社は、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入実行残高等は次のとおりです。

コミットメントラインの総額	2,500,000千円
借入実行残高	450,000千円
差引額	2,050,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	－千円
営業取引以外の取引	64,777千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	159株
------	------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	28,875千円
未払事業所税	2,715
未払確定拠出年金	3,305
減価償却超過額	1,869
繰延消費税	15,261
減損損失	138
商標権	8,192
敷金償却否認額	25,564
貸倒引当金繰入超過額	1,380
投資有価証券評価損	3,868
その他	2,579
繰延税金資産合計	93,752
繰延税金資産の純額	93,752

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	㈱LITALICO リット	(所有) 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	増資の引 受	450,000	関係会 社株式	460,000
				資金の貸 付(注)	298,365	短期貸 付金	—
				貸付の返 済(注)	398,365		
関連会 社	㈱Olive Union	(所有) 直接 39.9	資金の援助	貸付の返 済(注)	409,816	短期貸 付金	—

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。また、担保の受入はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	坂本 祥二	(被所有) 直接 0.9	当社取締役	新株予約 権の権利 行使(注)	10,476	—	—

(注) 2015年9月30日に開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 234円38銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 63円07銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割)

当社は、2020年2月13日開催の取締役会の決議に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社プラットフォーム事業本部にかかる事業を新設分割により新たに設立する新会社（株式会社LITALICOメディア&ソリューションズ）に対して継承いたしました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の内容

当社プラットフォーム事業本部にかかるインターネットメディア事業、プラットフォーム事業

② 会社分割日

2020年4月1日

③ 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新会社を新設分割設立会社とする新設分割（簡易新設分割）です。

④ 会社分割に係る割当の内容

新会社が本分割に際して発行する株式は200株であり、その全てを当社に対して割当交付しております。

⑤ その他の取引の概要に関する事項

新設分割により、インターネットメディア事業、プラットフォーム事業を当社子会社となる新会社に継承させて分離し、事業の効率化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

10. 企業結合等に関する注記

(事業分離)

当社は、2018年12月20日開催の取締役会の決議に基づき、2019年4月1日を効力発生日として、当社が運営する子育て情報メディアConobie事業（以下、コノビー）を、株式会社NTTドコモ（以下、ドコモ）に対して譲渡いたしました。

詳細に関しましては、「連結注記表 8. 企業結合等に関する注記」をご覧ください。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛	田	達	也	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	靖	裕	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社LITALICOの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LITALICO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛	田	達	也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	靖	裕	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LITALICOの2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針・計画、職務の分担等に従い、直属の内部監査室の指揮を行い、内部統制部門と連携の上、情報の収集に努めました。併せて重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社LITALICO 監査等委員会

常勤監査等委員 宗 司 ゆかり ⑩

監査等委員 平 野 正 雄 ⑩

監査等委員 井 上 雅 彦 ⑩

(注) 監査等委員平野正雄及び井上雅彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、新任1名を含む、取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

代表取締役と監査等委員3名全員が出席して、当社取締役会及び取締役ににかかる基本的な枠組み・考え方や指名方針等を検討し、意見を述べ合いました。その後、監査等委員会において、公正かつ適切な手続を経ているかなどの観点から協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、本議案の取締役の選任について、指名の手続は適切であり、各取締役候補者は、業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等より、当社の取締役として適任と判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	は せ がわ あつ み 長 谷 川 敦 弥 (1985年2月11日)	2008年5月 当社入社 2008年9月 当社営業部長 2009年8月 当社代表取締役社長（現任） 2010年4月 当社事業開発本部長 2011年4月 当社発達障害児支援事業本部長 2014年8月 当社事業本部長	4,886,100株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
2	※ 辻 たか ひろ 高 宏 (1968年6月25日)	1991年4月 株式会社日本長期信用銀行 入社 1999年10月 ソニー株式会社入社 2006年4月 エムスリー株式会社入社 2007年5月 同社執行役員 2010年6月 同社取締役 2020年4月 当社入社 当社執行役員（現任） 当社コーポレート本部長（現任） 当社経理部長（現任）	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. (1) 長谷川敦弥氏を取締役候補者とした理由は、2009年8月より当社代表取締役社長として、新規事業の立ち上げや、事業全般を統括し、また、企業価値向上に資する様々な経営課題に取り組んできており、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。
- (2) 辻高宏氏を取締役候補者とした理由は、事業会社における豊富な経験・実績等を当社コーポレート機能のさらなる強化に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第14期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された村田雅夫氏の選任の効力は本定時株主総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
む ら た ま さ お 村 田 雅 夫 (1971年2月17日)	1996年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 2002年12月 みのり総合法律事務所 パートナー 2004年4月 村田・若槻法律事務所設立 代表弁護士（現任） 2008年4月 法政大学法科大学院 兼任教授 2014年6月 株式会社ドリコム 社外監査役 2015年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 村田・若槻法律事務所 代表弁護士 株式会社ドリコム 社外取締役（監査等委員）	—

1. 当社は、村田雅夫氏と法律顧問契約を締結しております。なお、報酬金額は年間2百万円未満であります。また、同氏及びその兼職先との間に特別な利害関係はありません。
2. 村田雅夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 村田雅夫氏を補欠の社外取締役候補者とした理由につきましては、弁護士として培われた高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待したためであります。また、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 村田雅夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 村田雅夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

中目黒G Tタワー20階

※株主様受付である16階へお越しください

電話 (03)-5704-7355



交通：交通：東京メトロ日比谷線・東急東横線
「中目黒駅」東口より徒歩1分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいませよう
お願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。